

渡嘉敷村海域安全確保 委託業務仕様書

業務にあたっては、注意事項等を遵守し、ビーチ利用者の安全を確保するとともに、事故が発生しないように配慮すること

1. 区域・・・別紙①「ビーチ遊泳監視区域」のとおりとする。
2. 業務体制・・・指定する資格のある監視員を、各ビーチ常時1名以上配置し監視業務に当たらせることとする。別紙②「ビーチ監視体制」に従う。
阿波連ビーチ3名体制・渡嘉志久ビーチ2名体制
監視時間：9時から18時まで（10月・11月は17時まで）
那覇事務所へのビーチの状況報告を、7時40分までに実施
3. 業務内容・・・別紙③「基本業務内容」に沿って行う。
4. 業務の手順・・・別紙④「業務の流れ」を基本とする。
5. 事故発生時の対応
 - (1) 直ちに救助にあたるとともに別紙②「ビーチ監視体制」に従い対応すること
 - (2) 事故者を救助後、状況に応じた救急処置を医師又は急患搬送隊に引き渡すまで続けること
 - (2) 事故処理後、別紙⑤「事故報告書」を作成し、提出すること
6. 監視員の心得
 - (1) 監視等業務の実施にあたっては、人命尊重を第一とすること
 - (2) 利用者に対して、誠実、親切、ていねいに対応すること
 - (3) 自己の体調を整え、随時海域内に入ることが可能な状態にしておくこと
 - (4) 救急用資機材（AED、食酢、救急箱、担架、拡声器など）を常備し、救急活動が速やかに行えるようにすること
 - (5) 海域及び海岸利用者に迷惑な行為及び、危険が及ぶ行為については注意し、警察への通報など適切に対応すること
 - (6) 動力船の航行区域と遊泳区域との境界については特に注意を払い監視すること

※令和8年度からの変更内容

- ・ 那覇事務所へのビーチ状況報告時間を7時40分までに実施
- ・ 10月・11月の業務終了時間を17時まで
- ・ 阿波連ビーチの監視員を監視期間の4月から11月まで3名体制

以上